# 令和3年度

第9回定例農業委員会会議録

令和 3年12月17日 開催 令和 3年12月17日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

# 令和3年度 第9回 綾川町農業委員会会議録

# 農委告示 第13号

令和3年度 第9回 農業委員会を次のとおり招集する。

# 令和 3年12月17日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和 3年12月13日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開 会 令和 3年12月17日 午後 1時30分

閉会 令和 3年12月17日 午後 2時 6分 (会期1日)

7番 佐藤 裕子 14番 三好 光春

第1日日	(12月17日)	出席委員	10	Þ
<b>罗</b> 1 日 日	$(14 \ \square 11 \ \square)$	山川安貝	19	乜

中添	文彦	8番	笹川	武義	15番	滝川	廣男
谷本	利信	9番	井脇	弘幸	16番	渡辺	玲子
三好	直樹	10番	長尾	清	17番	大野	政則
國重	義廣	11番	川西	正廣	18番	藤重	英子
森	健人	12番	藤滝	健造	19番	丸尾	説男
福家	範行	13番	三好	満			
	谷本三國重森	谷本 利信   三好 直樹   國重 義廣   森 健人	谷本 利信 9番   三好 直樹 10番   國重 義廣 11番   森 健人 12番	谷本   利信   9番   井脇     三好   直樹   10番   長尾     國重   義廣   11番   川西     森   健人   12番   藤滝	谷本   利信   9番   井脇   弘幸     三好   直樹   10番   長尾   清     國重   義廣   11番   川西   正廣     森   健人   12番   藤滝   健造	谷本 利信 9番 井脇 弘幸 16番   三好 直樹 10番 長尾 清 17番   國重 義廣 11番 川西 正廣 18番   森 健人 12番 藤滝 健造 19番	谷本 利信 9番 井脇 弘幸 16番 渡辺   三好 直樹 10番 長尾 清 17番 大野   國重 義廣 11番 川西 正廣 18番 藤重   森 健人 12番 藤滝 健造 19番 丸尾

# 農地利用最適化推進委員 20 名参加

昭和1 富野 正行、 昭和1 藤川 清徳、 昭和2 大野 均 、 昭和2 植田 明美 陶 福家 重夫、 陶 大芝 博信、 陶 福家 棟貴、 陶 原 拓也 滝宮1 津村 剛志、 滝宮2 松内 利和、 羽床1 宮本 清信、 羽床2 楠原 徳大 枌所 山地 康弘、 枌所 石丸 勝彦、 西分 岡田 行夫、 山田1 山口 守山田2 橋川 正廣、 山田3 長川 富雄、 羽床上 泉谷 幸一、 羽床上 岡田 幸彦

#### 議事録署名委員

15番 滝川 廣男 委員、 16番 渡辺 玲子 委員

# 公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 0 人

# 議事日程

# 令和 3年12月17日

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 議案第1号 農地法第3条(農業委員会)について
- 第4 議案第2号 農地法第5条(県知事)について
- 第5 議案第3号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告) について
- 第6 議案第4号 農地中間管理事業法第19条2項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第7 報告第1号 農地法第18条 (通知) について

令和 3 年 12 月 農業委員会議事録

午後 1時30分 開会

#### 職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和3年度第9回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

【挨拶】

#### 職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

# 職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

# 議長

それでは議事に移ります。

本日の農業委員出席者は、19名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

#### 委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、15 番 滝川 廣男 委員、 16 番 渡辺 玲子 委員を指名します。 議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について事務局より説明願います。

#### 事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、1件です。

#### 議案第1号-1

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買

申請地: 譲渡人: 譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化による労力不足で経営縮小を考えていたところ、 経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。 譲受人の経営面積は 10,485.08 mで、下限面積を超えております。

取得後の営農計画としては、ネギ、ナス、大根等の野菜です。

譲受人の農作業歴としては、30 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、耕耘機 1 台、草刈り機 2 台、トラック、バン 2 台、農舎 54 ㎡を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 500m、車で 5 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

なお、譲受人の所有農地についてですが、現在耕作されておらず山林の様相を呈している 農地が一部あります。現在譲受人には、耕作放棄地の解消を指導しているところであり、今 後非農地証明の手続きをとる意思があることを確認しております。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、現在は農地の全部効率利用要件を満たしていませんが、それ以外の要件は満たしており、農地の全部効率利用要件を満たした場合には許可相当になるものと考えます。

そのため、許可については、譲受人により現在耕作放棄地となっている農地の非農地証明 の手続きが行われるまでは許可保留とすることが妥当と考えます。

また、非農地証明の手続きが行われた際には、定例会の審議なく許可してよろしいか、あ わせてご審議のほどよろしくお願いします。

以上、今月は1件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

#### 議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

# 委員一同

なし

# 議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

# 事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は2件です。

# 議案第2号-1

地図・図面:

権利設定: 所有権移転 有償売買

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地: -

D1713+ C

譲渡人: 譲受人:

用途: その他の業務用地

施設の概要: 太陽光パネル 平屋建 10棟 336枚 863.52 ㎡

引込柱 2本 0.02 ㎡ 合計 863.54 ㎡

申請事由: 太陽光発電設備

説明:【理由】 申請人は、大 に主たる事務所を置き、平成 25 年に設立、再生 可能エネルギー発電所の設置及び運営、これらの設備機器の販売を主に営む法人 です。

全国で太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電の小売電気事業の需要増加に 伴い、事業規模拡大の計画しております。

その中で、家族4人の平均年間使用量で、約40件分の電力を賄うためのパネルを、有効的に設置できる規模の候補地を探していたところ、高齢で農地の維持管理に苦慮し、財産の処分を考えていた土地所有者と、面積、日照時間等環境も整っていることから、意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 150 万円 造成費 100 万円、建築費 2,000 万円 自己資金 2,250 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和4年2月5日~令和4年3月30日

【造成】 花崗土による盛土 なし 切土 なし コンクリート擁壁 (既設利用)

【排水】 雨水:自然浸透、汚水:なし

【他法令許可】 系統連系に係る契約(四国電力送配電(株)) 小売電気事業を営もうとする者の登録(経済産業省)

【水利】

【隣接同意】

公図上は、 になっていますが、令和3年10月に3条申請の許可を受けた農地で、資料作成時は移転登記手続き中であったためで、同意は、新たな所有者の方に得ています。

# 議案第2号-2

地図・図面:

権利設定: 所有権移転 有償売買

申請地:

地 種: 第1種農地

併用地: -

譲渡人:

譲受人:

用途: その他の業務用地

施設の概要: 露天資材置場等

申請事由: 資材置場、車両置場

説明:【理由】 譲受人は、 に主たる事務所を置き、令和2年に設立し、建築業を営む法人です。令和2年設立と説明しましたが、平成22年から11年ほど個人事業者としてこの仕事を続けておられます。

事業規模拡大により既存の資材置場が手狭となり探していたところ、農地を手放したいと考えている土地があるとの不動産情報を得て条件が一致し申請に至ったものです。

事業所周辺は基盤整備を行っており、適当な土地が無く、本申請地は、平成8年度から平成21年度に実施された、

の区域内の第1種農地ではありますが、譲渡人が後継者のための住宅用地として 非農用地協議を整えていた土地で、農振農用地には該当しておりません。

事業所から近く、『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』という第1種農地の許可の例外規定に該当することから許可相当と考えています。

【資金】 土地代 400万円 造成費 0万円、建築費 0万円 自己資金 400万円、借入金 0万円

【期間】 令和4年2月5日~令和4年6月30日

【造成】 花崗土による盛土 なし、切土 なし … 整地締固めのみ コンクリート擁壁(既設利用)

【排水】 雨水:自然浸透、汚水:なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、2件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

#### 議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

# 委員一同

なし

#### 議長

続きまして、議案第3号についてです。なお、案件第10号に國重委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

# 【退室】

#### 議長

それでは事務局より説明を願います。

# 事務局

はい。第10号案件について、説明します。

P.7 をご覧ください。

#### 議案第 3 号-10

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

借受人経営面積: 73,053 m²

利用目的: 水稲、麦

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円 期間: R4.1.4~R10.1.3(6 年間) 以上、審議のほどよろしくお願いします。

# 議長

案件第10号につきまして、何か質問はありませんか。

# 委員一同

なし

# 議長

それではさきに採決を行います。

議案第3号の、案件第10号について、賛成する方の挙手を求めます。

# 委員一同

挙手多数

# 議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

# 【入室】

#### 議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

# 事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.3~P.8 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数: 9件 合計 15,766 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約: 1番~3番 3件 4,069 m<sup>2</sup>

更新契約: 4番~9番 6件 11,697 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしくお願いします。

# 議長

議案第3号についてご質問はございませんか。

# 委員一同

なし

# 議長

続きまして、議案第4号についてです。なお、案件第1号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

# 【 退室 】

# 議長

それでは、事務局より説明を願います。

# 事務局

はい。第1号案件について、説明します。

P.9 をご覧ください。

# 議案第 4 号-1

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 128,825 m² 利用目的: 水稲・麦・野菜

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R4.1.1~R9.12.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

# 議長

案件第1号につきまして、何か質問はありませんか

# 委員一同

なし

#### 議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第1号について、賛成する方の挙手を求めます。

# 委員一同

挙手多数

# 議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

# 【入室】

# 議長

続きまして、案件第 14 号に井脇委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願 いします。

# 【 退室 】

#### 議長

それでは、事務局より説明を願います。

#### 事務局

はい。第14号案件について、説明します。

P.16 をご覧ください。

# 議案第 4 号-14

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 208,497 m<sup>2</sup> 利用目的: 水稲・麦・野菜

賃料: 年間 10 a 当り 6,000 円

期間: R4.1.1~R9.12.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

# 議長

案件第14号につきまして、何か質問はありませんか

# 委員一同

なし

#### 議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第14号について、賛成する方の挙手を求めます。

# 委員一同

挙手多数

# 議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井脇委員は、入室の上、ご着席下さい。

# 【入室】

# 議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

# 事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数: 13件 合計 50,323 m<sup>2</sup>

新規契約: 2番~4番、6番~13番、15番 12件 49.839 m<sup>2</sup>

更新契約: 5番 1件 484 m<sup>2</sup>

変更契約: なし

貸付先としましては、2番をへ、3番をへ、4番、13番をへ、5番をへ、6番~8番をへ、9番をへ、10番、12番をへ、11番をへ、15番を

貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

# 議長

議案第4号について、ご質問はございませんか。

#### 委員一同

なし

# 議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

# 事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出ついて説明します。今月は2件です。

# 報告 1-1

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日: 令和3年11月30日

説 明:耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人:

賃借人:

申請地:

解約日:令和3年11月21日

説 明: 労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上2件です。よろしくお願いします。

# 議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

#### 委員一同

なし

#### 議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第4号議案のうち、第3号議案の案件第10号、第4号議案の案件第1号及び14号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

# 委員一同

全員挙手

#### 議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべ て終了しました。ありがとうございました。

#### 職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第9回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 6分 閉会